



事務所だより 7月号

西田成希税理士事務所



仲夏の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

緊急事態宣言の解除、まん延防止への移行、そして選手の選考も進み、オリンピックの日本代表も続々と決まっています。さすがにここまできたら今更『中止』とは言えないでしょう。開催するために事実を積み上げている感じですね。その一方、ローカルのバドミントンや卓球の大会は室内ということで7月も中止になっているものがたくさんあります。オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は『安全・安心』に大会を開催するといっています。東京オリンピックの公式ホームページでは随時情報が更新されていますが、読んでも本当に『安全・安心』に開催できるのか？といった感じです。すでに来日した海外の選手からは新型コロナウイルスの陽性者が出ています。日本人のワクチン接種も中途半端なままでの開催。オリンピックは特別扱い。きちんとした説明なしに開催して、終わってから『開催して良かった』『大成功』の宣伝だけで検証はしないのでしょうかね。

さて、オリンピックの開会式は、7/23(金)です。これに合わせて7月の休日が大きく変わっています。もともと7/19(月)が海の日で休日でした。それが、オリンピック開催で7/22(木)に移動しています。そして7/23(金)は10月からスポーツの日が移ってきて、7/22(木)から7/25(日)まで4連休となっています。これで仕事の予定が大きく崩れてしまいました(T_T)。確定申告の資料の整理もできていないのに、どんどん月日は進んでいきます。いったいいつになれば落ち着くのやら…(^_^;)。おかげさまでアゴは、治りました。普通に口の開け閉めができています。ただ、首から背中に違和感が残っているので、再発しないように気を付けたいと思います。

では、事務所だより7月号をお送りします。先月のリムジン、走っているのを見たいのですが、残念ながら止まっている姿しか見られていません。でも駐車場に



こちらは日吉神社の猿です。マスク姿でお出迎え。

住宅街の駐車場の1画がトトロの森のよう。

赤い鳥居の中を覗いてみると、お稲荷さんでした



も駐車場に停まったりあるんですよ。どこへ行っているのでしょうか？

☆ お知らせ (2021年7月の税務)

期 限	項 目
7月12日	▶ 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月12日までに納付)
7月15日	▶ 所得税の予定納税額の減額申請
8月2日	▶ 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
	▶ 5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	▶ 11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
	▶ 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付(7月中において市町村の条例で定める日)

☆ なぜ給与支払者が源泉徴収義務者で納税しなければならないのか？

◆ 源泉徴収は国の仕事の押し付けでないか？

所得税法では、給与の支払者が給与支払時に源泉所得税を天引きし、翌月10日までに国に納付しなければならないと規定されています。“これって国のやるべき仕事を給与支払者に押し付けているのでは？”と疑問に思ったことはありませんか？

源泉徴収制度は事前に税収を確保できる国にとって便利な制度です。滞納の未然防止や納税の簡易化、納税者の捕捉などにも資するものです。とはいえ、給与支払者にとっては手間も時間もかかる余計な仕事である上に、申告や納税が遅れるとペナルティ(=不納付加算税など)も大きい嫌な制度です。

◆ 手間の掛かる源泉徴収義務は憲法違反か

給与支払者に源泉徴収義務を課するのは憲法違反だとする源泉徴収制度の合憲性が争われた事件がありました。原告側の主張は、源泉徴収制度は憲法14条1項(法の下での平等)、18条(その意に反する苦役に服させられない)、29条1項3項(財産権の侵害)に違反すると訴えたのです。

しかしながら、昭和37年2月28日の最高裁の判決で、「給与所得者に対する所得税の源泉徴収制度は、これによって国は税収を確保し、徴税手続を簡便にしてその費用と労力とを節約し得るのみならず、担税者の側においても、申告、納付等に関する煩雑な事務から免がれることができる。また徴収義務者にしても、給与の支払いをなす際所得税を天引きしその翌月10日までにこれを国に納付すればよいのであるから、利するところは全くなしとはいえない。」として訴えは退けられました。

◆ 現行の源泉徴収制度は三方よしの手法

最高裁の棄却理由として、①国の簡便手続での税収確保、②従業員は確定申告不要となる、③給与支払者の資金的利便の3つを理由としました。

そして、「されば源泉徴収制度は、給与所得者に対する所得税の徴収方法として能率的であり、合理的であって、公共の福祉の要請にこたえるものといわなければならない。」として、合憲としました。

以後に争われた源泉徴収制度の合憲性事件でも、この昭和37年最高裁判決が引用されて今日に至っています

☆ 駐車場を貸している人のインボイス制度への対応

令和5年10月1日に導入される消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)。今年(令和3年)10月1日からインボイス発行事業者登録申請書の受付が始まります。消費税の免税駐車場事業者の対処方法は?

◆ 免税事業者への影響

課税事業者は、仕入先からインボイス(適格請求書)の交付を受けて仕入税額控除を行います。一方、免税事業者はインボイスを交付できないため、相手先は仕入税額控除できず(6年間は経過措置あり)、契約が打ち切られるかもしれません。

駐車場オーナーは、免税事業者のまま益税となっていた消費税分の値引きに応じるか、又は課税事業者を選択して登録事業者になるかの検討をすることになります。

◆ 登録事業者になる選択

課税事業者を選択し、あわせて簡易課税を選択した場合、不動産業のみなし仕入率40%が実際の仕入率より高ければ益税部分の一部は手許に残ります。また多額の設備投資を予定する場合は、原則課税を選択して消費税の還付を受けることもできます。

なお、毎月、振替や振込で賃料が支払われる場合、都度インボイスを交付する必要はなく、登録番号の記載された賃貸借契約書を保管し、預金通帳で支払記録を確認できれば仕入税額控除できるとされています。

◆ 登録申請は令和5年3月31日までに!

令和5年10月1日よりインボイス発行事業者となるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請が必要です。なお、令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要はなく、さらに簡易課税を併せて選択する場合は、令和5年10月1日の属する課税期間の末日までに簡易課税制度選択届出書を提出すれば、令和5年9月30日までは免税事業者、令和5年10月1日からは簡易課税事業者となれます。

◆ 免税事業者にとどまる選択

借主が個人消費者の場合、仕入税額控除の必要はないため、インボイスを交付せず免税事業者にとどまることでも問題はないものと思われます。消費税は表立って請求できなくなりますが、令和3年4月1日から再開された総額表示のもとでは、賃料は消費税を含む総額で表示されるため、立地や広さで周辺の駐車場と比べ競争力があれば、従前の税込賃料と同様の水準で料金設定することもできるのではないのでしょうか。

☆ 焼肉屋への業態転換?!

新型コロナウイルスの感染拡大による業績悪化に苦しむ外食店で、焼き肉店への業態転換が目立っています。換気の機能が充実していることや、自宅で同じ味を出しにくくファミリー層に人気が高いことなどが要因のようです。

感染拡大を受けた緊急事態宣言や、休業要請などによって窮地に追い込まれた外食産業では、テイクアウトや宅配を強化するなど、生き残りをかけた動きが続いています。焼き肉店への転換もこうした動きを反映したものと言えます。例えば居酒屋大手は、住宅地や郊外に焼き肉の店の出店を進めています。焼き肉に経営資源を集中することです。

焼き肉店では、回転寿司などと比べて寡占が進んでいないことも追い風になっています。団体客が多い居酒屋やファミリーレストランと比べて客数の減少が限られていることも堅調の要因です。

感染が終息しても、在宅勤務の定着などにより、コロナ前と同じ状況には戻らないことが予想されます。このため外食産業の中で堅調な焼き肉店へ業態転換し、業績改善を目指す動きは今後も続きそうです。一方で、専門家からは焼き肉店への参入が続くことによる競争激化を不安視する声も上がっています。店舗ごとの“消耗戦”になることが懸念されています。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488